

作品認定制度審査方針

一般社団法人 日本映画制作適正化機構
2023年4月1日制定

日本映画制作適正化機構（以下、映適という）における審査部門は独立した第三者機関として、ここに定める審査方針に基づき映画を個別に審査し、作品認定制度の目的に則った作品を認定する。

1. 審査の基本姿勢

審査にあたっては以下の原則に従い、透明性、一貫性、公平性を保ち、説明責任を果たす。

- (1) 表現の自由を尊重し、映画の文化的・芸術的側面に配慮する。
- (2) 映画制作に関わるすべてのスタッフの制作活動、クリエイティビティを尊重する。
- (3) 映画制作に係る法令、判例などに配慮し、適正化の理念を尊重する。

2. 審査の方針

映適の審査部門は次の方針で作品を個別に審査し、作品認定は以下の要領で行う。

- ① 「映画制作現場の適正化に向けたガイドライン」（以下、ガイドラインという）に則って制作されているか。
- ② ガイドラインに定められたルールが遵守されなかった場合は認定不可とする。
- ③ 但し、制作現場におけるやむを得ない事情について製作委員会（映画製作者）・制作会社・スタッフ間の合意等の遵守努力が図られたと認められる場合は総合的に判断し、認定を行うことがある。
- ④ 審査の詳細については、別途「作品認定制度審査基準」に定める。

3. 審査の実施

- (1) 審査事務局長は、審査の申請を受け付けたとき、その審査を原則として複数の審査員に委ねる。
- (2) 担当審査員は「作品認定制度審査綱領」（綱領）、「作品認定制度審査方針」（方針）、「作品認定制度審査基準」（基準）に基づき、申請書類等により審査の上、認定を内定する。
- (3) 担当審査員は審査報告書を作成し、第三者委員会に報告し、その助言・監査を得る。

4. 不服の申し立てと再審査

審査員による認定不可理由について、申請者に異議がある場合は、審査事務局と申請者にて協議を行う。なお、解決に至らない場合は次の手順による。

(1) 審査員会議による審査

審査事務局長は「審査員会議」を招集し、審査員全員による審査を行い、その結果を申請者に伝えるとともに第三者委員会に報告する。

(2) 再審査

- ① 申請者が上記の結果になお異議がある場合は、第三者委員会に対し、異議の理由を付した文書により「再審査」を請求することができる。
- ② 第三者委員会は、再審査請求を受けたときは、委員による再審査委員会を構成して再審査を行う。
- ③ 再審査に際し、再審査請求者はその意見を述べることができる。
- ④ 再審査にあたり、再審査委員会は「審査員会議」の見解を聞くとともに、必要があるときは関連分野の専門家の意見を聞くことができる。
- ⑤ 再審査委員会の再審査を以て最終決定とする。

5. 認定書の発行と審査の終了

- (1) 認定書の発行を以て審査終了とする。
- (2) 認定不可の場合は認定書を発行しない事由を記した書面の発行を以て審査終了とする。
- (3) 認定、認定不可いずれの場合も、審査料の返還は行わない。
- (4) 審査料は別途定める。

6. 見解・勧告

作品認定制度委員会は、申請者またはその関係者に本方針・基準に反する行為がみられた場合は、見解の声明、勧告・嚴重注意とその公表、認定の取り消し、また指導や是正を促すなどの措置をとることができる。特に下記行為は認められない。

- (1) 映適マーク等の無断使用または不適切な使用。
- (2) 申請書類における虚偽の記載。
- (3) 審査料等の支払い遅延、未納。

7. 改訂

審査方針および審査基準は以下を考慮し、見直すことができる。

- (1) 映適による「映像制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」の改訂。
- (2) 映画制作現場の撮影技法等の変化。
- (3) 映画制作に係る法令、判例の動向。